

ご注意

1. 【総合補償制度】は加入されたお客様のみ補償されます。
2. 【総合補償制度】はレンタル契約期間中に発生した事故を対象としています。
3. 現場の状況によっては【総合補償制度】の加入をお受けできない場合がございます。
4. 現場に於いてレンタル商品の能力に適した環境下以外での使用の際に発生した事故に関しては補償対象外となる場合がございますのでご注意ください。
5. 免責金額は事故発生時にお客様にご負担いただく金額です。(1事故毎)
6. 免責金額は2事故目以降の事故の場合は変動します。
7. 登録ナンバー付車両での人身事故・対物事故は警察へ必ず届出をして下さい。届出を怠った場合は補償出来ない場合があります。
8. 盗難事故の場合、警察に届出をして下さい。盗難事故受理番号をもって補償対象となります。
9. 事故発生時は応急処置、応急措置を行った後、すぐに弊社に連絡をお願い致します。時間が経過すると補償できない場合があります。
10. 当事者間の示談交渉の場合は、補償対象外となる場合がございます。
11. 日常点検はお客様が実施してください。
12. 弊社に連絡の無い修理代にかかる費用はお支払い出来ない場合があります。
13. 【総合補償制度】の支払い限度額を超える部分についてはお客様のご負担となります。
14. レンタル商品の全損・修理期間中の休業損害については別途請求になる場合があります。
15. レンタル商品の修理については、弊社指定修理工場とさせていただきます。
16. 本書「総合補償制度のご案内」に記載されている各規定は主な事例を挙げたものになります、その他については弊社の規定に準じます。
17. 本書「総合補償制度のご案内」は2013年4月1日に改正されたものです、本書記載内容は予告なく内容を変更する場合がございます。

「総合補償制度」に関するお問い合わせは各営業所又は営業担当者へお問い合わせ下さい。